

許認可等の内容	公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金の交付の決定		
根拠法令及び条項	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金交付規則第5条第1項		
担当課	政策企画課	処分権者	市長
標準処理期間	20日	設定日	平成24年4月1日
<p>審査基準</p> <p>交付金の交付の決定は、次のすべての要件に該当するかどうかについて審査し、予算の範囲内で決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付金の総額及び鳥取市負担額が鳥取県との協議により定めた額であること。 2 交付金の総額と地方独立行政法人法第27条第1項に規定する年度計画が整合していること。 3 資金計画書が、法人の業務を安定的に遂行する上で、適正であると認められること。 			

許認可等の内容	公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金の額の変更決定		
根拠法令及び条項	鳥取市公立大学法人公立鳥取環境大学運営費交付金交付規則第5条第2項		
担当課	政策企画課	処分権者	市長
標準処理期間	20日	設定日	平成24年4月1日
<p>審査基準</p> <p>交付金の額の変更決定は、次のすべての要件に該当するかどうかについて審査し、予算の範囲内で決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 変更事由を証する書類が提出され、交付金の額を変更しようとすることについて必要な事項が記載されていること。 2 その他交付金の内容を変更する場合の審査基準は、第5条第1項の規定による交付金の交付の決定の審査基準を準用する。 			